

# 第5回実務者会議決議事項のマニュアルへの 反映について

2022年12月15日

電力広域的運営推進機関

この度、小売電気事業者様から以下の要望があった。

**（要望内容）**

現小売事業者が需要家に対し複数番号を通知している場合、どの番号を用いて廃止取次の申込がなされても本人確認できるよう対応することを「【低圧需要編】SWマニュアル（スイッチング）」のスイッチング廃止受付時（廃止取次有り）の留意事項に明記いただきたい。

**（理由）**

本件は平成27年第5回スイッチング支援に関する実務者会議の決定事項であるが、SWマニュアルに明記された箇所がないために、こうした対応に依拠していただけない小売事業者が存在する。その結果、スイッチングを希望する需要家自身がどの番号が正しい番号かわからずにスイッチングできない状況が発生している。そこで、マニュアルに明記することで明確にルール化していただきたい。

複数の契約番号を通知している事業者（イメージ）

～会員情報～

■ ご契約情報

お客様番号	XXXXXXXXXXXXXXXX
ご契約者さま	XXXX

「契約番号」が複数通知されており、  
どちらの番号で申請すればよいか  
需要家にはわかりづらい

■ 電気契約情報

契約番号	XXXXXXXXXXXX
供給地点特定番号	XXXXXXXXXXXXXXXX
電気料金メニュー	xxプラン

今回の小売電気事業者様からのご要望は決議事項であることから（別紙1、別紙2参照）、マニュアル見直し案として事務局にて作成した。（赤字部分追加）

については、「マニュアルの見直し」および「その内容」、「高圧への掲載の要否」に対するご意見をいただきたい。

## 【事務局案】

### スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

## 目次

<<スイッチング>>

1	スイッチングについて	1~2
(1)	スイッチングの定義	1
(2)	スイッチング申込の流れ	2
2	標準処理時間について	3~7
(1)	マッチング成功	3
(2)	スイッチング	4
(3)	マッチング不	4
(4)	スイッチング	4
(5)	マッチング不	4
3	スイッチング開始	5
(1)	スイッチング	5
(2)	供給地点の控	5
(3)	供給地点設備	5
(4)	スイッチング	5
(5)	スイッチング	5
(6)	スイッチング	5
(7)	廃止取次結果	5
(8)	廃止不能時の	5
(9)	廃止不能時の	5
(10)	「スイッチ	5
(11)	「スイッチ	5
(12)	「スイッチ	5
4	スマートメーター	6
(1)	スマートメー	6
(2)	計器取替後継	6
(3)	スマートメー	6
(4)	スイッチング	6

## 8 スイッチング廃止受付

54

スイッチング廃止取次を受領した場合は、以下の取決めに従い、以降の処理を実施してください。

- ✓ 円滑なスイッチングを実現するため、スイッチング廃止取次申込から廃止可否判定、「スイッチング廃止申込」までの手続きを極力速やかに行います。
- ✓ コアタイム内において、スイッチング廃止取次依頼データの取得を1時間に1回以上行うことを基本とし、廃止可否判定、「スイッチング廃止申込」を極力短時間でを行います。

### ※ コアタイムとは

平日（月～金、祝日および年末年始〔12/29～1/3〕は除く）の9時～17時を基本とする。

- ✓ API連携によりスイッチング廃止取次を行う場合、スイッチング支援システムからスイッチング廃止取次申込データを取得し、その内容を確認の上、廃止可否判定を実施し、その後一般送配電事業者へ「スイッチング廃止申込」まで行うことを基本とします。
- ✓ Webシステムにより、スイッチング廃止取次を行う場合、スイッチング支援システムから自動送信されるメール【スイッチング廃止取次結果登録のお知らせ】を受信し、その内容を確認の上、廃止可否判定を実施し、その後一般送配電事業者へ「スイッチング廃止申込」まで行うことを基本とします。

### ※廃止取次受付時の注意点

- ・ 廃止取次を受け「判断OK」と回答した場合は、必ずその続き処理で「スイッチング廃止申込」を行ってください。
  - ・ 現(旧)小売電気事業者の原因により「スイッチング廃止申込」が漏れ、マッチング不成功となった場合、新小売電気事業者より原因を含め、需要者への説明を求められる事や、需要者よりスイッチングできなかった事に対する差額返還を求められるリスクがあります。
  - ・ 現(旧)小売電気事業者が需要者に契約情報として1つの供給地点に対し複数の番号<sup>注</sup>を通知している場合、新小売電気事業者が複数のどの番号で廃止取次を行ったとしても、受領した現(旧)小売電気事業者は廃止取次可としてください。
- 注) 現(旧)小売電気事業者が需要者にご契約情報として通知する「お客様番号」「契約番号」をいいます。